

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

平成20年10月28日

盛岡地方振興局長 望 月 正 彦

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称

ア 株式会社ユニバース

イ 岩手中央農業協同組合

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ユニバース茶畑店・岩手中央農業協同組合盛岡東支所 盛岡市中野一丁目25番3ほか

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

イ 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(4) 変更の年月日 平成20年6月23日

(5) 変更の理由

ア 店舗名称の変更のため

イ 代表者の変更のため

2 届出年月日 平成20年10月9日

3 縦覧場所 盛岡地方振興局企画総務部及び盛岡市役所